

製菓衛生師免許を取得された方へ

- 法律（製菓衛生師法）に基づく資格ですので、免許証は全国共通です。
- 都道府県知事が交付した免許証ですので、書換えや再交付等の手続きは、交付した都道府県（保健所）が窓口となります。（関西広域連合を除く。）

各手続きの根拠法令（抜粋）

○名簿の訂正（製菓衛生師法施行令第3条）

- 製菓衛生師は、本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。
- 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

○免許証の書換え交付（製菓衛生師法施行令第5条）

- 製菓衛生師は、製菓衛生師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。
- 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

○免許証の再交付（製菓衛生師法施行令第6条）

- 製菓衛生師は、免許証を破り、よごし、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。
- 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
- 免許証を破り、又はよごした製菓衛生師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。
- 製菓衛生師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、5日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

○登録の消除（製菓衛生師法施行令第4条）

- 名簿の登録の消除を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
- 製菓衛生師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

○免許証の返納（製菓衛生師法施行令第7条）

- 製菓衛生師は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。第四条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。
- 製菓衛生師は、免許の取消処分を受けたときは、5日以内に、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

○免許取り消しに関すること（製菓衛生師法第8条、第6条）

- 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者
 - 二 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。
- 第八条第二号の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者には、免許を与えない。

手続きに必要な書類は裏面をご覧ください。

手続きに必要な書類と手数料（令和6年度現在）

申請書類は全て、「県庁ホームページ＞申請・届出・補助金等＞申請・届出様式」からダウンロードできます。

(1) 新たに免許を申請するとき

必要書類	<input type="checkbox"/> 製菓衛生師免許申請書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 本籍（国籍）記載の住民票の写し又は戸籍抄本・謄本（有効期間6カ月） <input type="checkbox"/> 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書（有効期間3カ月） <input type="checkbox"/> 合格証書の写し又は合格証明書 高知県以外で合格された場合は、合格証書の原本を添付してください。（製菓衛生師法施行規則第1条第2項第3号）
申請手数料	<input type="checkbox"/> 高知県収入証紙 5,600円

(2) 名簿の登録事項、免許証の記載内容に変更があるとき

必要書類	<input type="checkbox"/> 製菓衛生師名簿訂正申請書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 製菓衛生師免許証書換え交付申請書（第5号様式） <input type="checkbox"/> 戸籍抄本・謄本等（申請の原因となった事実を証した公的書類）（有効期間6カ月） <input type="checkbox"/> 製菓衛生師免許証
書換え交付手数料	<input type="checkbox"/> 高知県収入証紙 2,800円 （名簿訂正については、手数料なし）

(3) 免許証を紛失・毀損したとき

必要書類	<input type="checkbox"/> 製菓衛生師免許証再交付申請書（第6号様式） <input type="checkbox"/> 毀損した場合は、その製菓衛生師免許証
再交付手数料	<input type="checkbox"/> 高知県収入証紙 3,500円

(4) 免許を返納するとき（③は、併せて登録削除を行う）

- ①再交付後、免許証を見つけたとき
該当する申請書がないため、そのまま返納。
- ②免許の取り消しを受けたとき
製菓衛生師免許証返納届出書（第7号様式）
- ③製菓衛生師が死亡又は失踪宣告を受けたとき
製菓衛生師名簿登録削除申請書（第4号様式）
製菓衛生師免許証返納届出書（第7号様式）

高知県内在住の方は、住所地を所管する保健所（福祉保健所）が窓口になります。

また、高知県交付の免許を取得し、県外にお住まいの方は、県庁が窓口になります。

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県庁 薬務衛生課 製菓衛生師担当宛

TEL 088-823-9672

E-mail 131901@ken.pref.kochi.lg.jp